

平成13年5月14日

各位

会社名 株式会社小糸製作所
代表者名 取締役社長 加藤 順介
(コード番号 7276 東証・大証第1部)
問合せ先 専務取締役 大嶽 昌宏
(TEL 03-3443-7111)

ストックオプション導入のための自己株式取得に関するお知らせ

(商法第210条ノ2の規定に基づく取締役および従業員に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成13年5月14日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法第210条ノ2の規定に基づいて、当社取締役および従業員に譲渡するための自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的とする。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 自己株式の譲渡(ストックオプションの付与)対象者

平成13年6月28日開催予定の当社第101回定時株主総会(以下「当株主総会」という。)終結の時ににおいて在任する取締役22名で、かつ権利付与日に在任する者
当株主総会終結の時ににおいて在籍する従業員188名で、かつ権利付与日に在籍する者

(2) 譲渡すべき株式の種類

当社額面普通株式

(3) 譲渡すべき株式の数

上記対象者に対し、1,160千株を上限として譲渡する。

このうち、取締役には1名につき10千株合計220千株を上限として、従業員には1名につき5千株合計940千株を上限として譲渡する。

なお、株式の分割または併合が行われる場合、譲渡すべき株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

また、当社が権利を付与する日(以下「権利付与日」という。)の前日までに譲渡すべき株式を取得できないときは、取締役会の決議により、譲渡対象者に譲渡すべき株式の数を減ずる。

(4) 株式の譲渡価額

権利付与日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社額面普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該権利付与日の終値とする。

なお、株式の分割または併合が行われる場合、譲渡価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）するとき、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{新規発行前の株価} \\ \text{調整後譲渡価額} = & \text{調整前譲渡価額} \times \\ & \text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数} \end{aligned}$$

(5) 権利行使期間

平成15年7月1日から平成18年6月30日まで

(6) 権利行使の条件

権利を付与された者は、当社の取締役または従業員たる地位を失った後も、付与契約に定めるところにより権利を行使することができる。

権利の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。

その他、権利行使の条件は、付与契約に定めるところによる。

(7) 合併その他の場合の調整

権利付与日以降、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、会社分割を行う場合、その他の調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で譲渡すべき株式の数、株式の譲渡価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

3. 自己株式取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社額面普通株式

(2) 取得する株式の総数

1,160千株（発行済株式の総数に対する割合0.72%）を上限とする。

(3) 株式の取得価額の総額

8億円を上限とする。

以上

(注) 上記の内容については、平成13年6月28日開催予定の当社第101回定時株主総会において、「当社取締役および従業員に株式譲渡請求権（ストックオプション）を付与するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。